

創業するなら武蔵村山



新規創業者へ
上限
10万円

※1人1回限り



令和4年度武蔵村山市

創業支援事業補助金

補助条件

以下の条件を全て満たしている方

- (法人の場合) 武蔵村山市内に本店を有している
- (個人の場合) 武蔵村山市内に住所及び事業所を有している
- 認定特定創業支援等事業の認定書を取得していること
- 令和4年1月1日から12月31日までに創業し
継続して市内で事業を行う意思があること
- 市税の滞納が無い
- フランチャイズチェーンではないこと
- 事業内容が公的な支援を行うことが適当と認められること
- 暴力団・暴力団員でないこと

補助金交付後1年以内に
廃業または市外へ移転した場合
補助金の返還が必要です



補助対象経費

創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、

事業所等借入費、設備費、広告宣伝費、印刷製本費

※他の補助金で補助されている経費は対象外

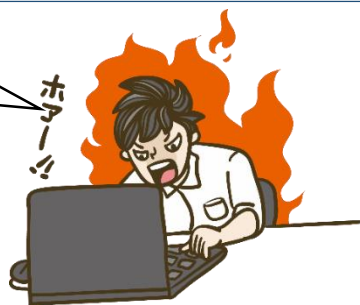


提出物

- 創業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）※HPからダウンロード可
- 認定特定創業支援等事業による支援を受けた証明書の写し
- 補助対象経費を確認できるもの（領収書等の写し）
- 武蔵村山市創業支援事業補助金 補助対象経費一覧表 ※HPからダウンロード可
(法人の場合) 履歴事項全部証明書
- (個人の場合) 本人確認書類の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
- 創業支援事業補助金請求書 ※HPからダウンロード可

申請期限

令和5年1月31日まで



ページ番号：1016045

詳しくはHPへ！

提出・問合せ先



〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1-1-1

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係

☎042-565-1111（内線227）

✉sangyo@city.musashimurayama.lg.jp